

## 損害賠償金などの取扱い

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問]

往診の帰途、後続車に追突され、軽いむち打ち症になり、2週間ばかり入院治療しました。加害者からは治療費の他、見舞金として10万円と休業中の所得を償う意味で、損害賠償金170万円を受け取りました。また、これとは別に傷害保険契約に基づく保険金30万円が支払われました。なお、この保険金の受取人は妻となっております。

この場合、損害賠償金などの取扱いはどのようになるのでしょうか。

## 回答 心身に加えられた損害に基因して取得するものは課税されません。

いわゆる損害賠償金等については、損害金等の受領に伴い所得に相当するものが生じたとしても、 損害賠償はもともと原状回復のための実費弁償的性格が強く、たとえ計算上所得が生じても、それは 不本意な所得の実現であって、国民感情の面からいっても課税するのは好ましくないものとされるの で、原則として非課税扱いとなっています。

しかし、一口に損害賠償金等といってもさまざまな形態のものがありますので、それぞれの内容に 応じて次のように区分した上で非課税としています。

- (1) 保険契約に基づく保険金等で身体の傷害に基因して支払いを受けるもの 心身に加えられた損害につき支払いを受ける慰謝料・その他の損害賠償金
- (2) 損害保険契約に基づく保険金等で資産の損害に基因して支払いを受けるもの 不法行為・その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払いを受ける損害賠償金
- (3) 心身・資産に加えられた損害につき支払いを受ける相当の見舞金

また、このうちの(1)の損害(生命)保険契約に基づいて支払われるものというのは、自己が身体に傷害を受けたことによって支払いを受ける保険金や給付金のことですが、その支払いを受ける者が、身体に傷害を受けた者の配偶者若しくは直系血族または生計を一にする親族である場合には、身体に傷害を受けた者が支払いを受ける場合と実質上差がないことなどから、本人が支払いを受けた場合と同様に非課税として取扱うこととされています。

したがって、ご質問の場合は次のように取扱われます。

- イ 見舞金の10万円は、社会通念上相当な額として非課税となります。
- ロ 休業中の所得補償として受領した170万円は、休業の原因が、心身に加えられた損害に基づくものであるため非課税となります。
- ハ 奥様の受け取られた保険金は、ご本人が受け取られた場合と同様に取扱われますから、こちらも非課税となります。